

## 綾瀬市地域生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定め、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害者等 障害者及び障害児をいう。
- (4) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

### (実施事業及び内容)

第3条 綾瀬市が実施する地域生活支援事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談支援事業 障害者等の福祉に関する問題につき、障害者等からの相談に応じ、情報提供及び助言等必要な支援をする事業
- (2) コミュニケーション支援事業 聴覚及び音声又は言語機能の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等につき、手話通訳及び要約筆記を行う者を派遣する事業
- (3) 日常生活用具給付等事業 日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の便宜を供与する事業
- (4) 移動支援事業 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業
- (5) 地域活動支援センター事業 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設を運営する事業
- (6) 福祉ホーム事業 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設を運営する事業
- (7) 訪問入浴サービス事業 在宅で入浴することが困難な重度の身体障害者等の家庭を訪問し、移動入浴車内又は障害者等宅内において入浴サービスを実施する事

業

(8) 日中一時支援事業 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設又はレスパイト事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援をする事業

(9) 社会参加促進事業 スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

(10) その他障害者の地域生活の支援に係る事業  
(事業実施主体)

第4条 事業の実施主体は、綾瀬市とする。

2 前条に規定する事業は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の事業者又は市に登録した者(以下「事業者等」という。)に委託、補助又は依頼し、実施することができるものとする。

(利用対象者)

第5条 事業を利用できる者は、綾瀬市が援護の実施者となっている障害者等で、市長が事業の利用を必要と認めた者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用方法等)

第6条 第3条各号に掲げる事業の利用方法等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(個人情報の保護)

第7条 第4条第2項の事業者等は、この事業の実施に当たっては、利用者及びその家族の個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。